記 者 発 表 資 料

令和７年８月２８日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社石川組	工事・物品	秋田県鹿角市十和田大湯字中田１－３

２．指名停止措置期間
令和７年８月２８日　～　令和７年９月２７日　（　１ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
令和４年５月２７日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和７年４月２１日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年６月２４日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金２０万円の判決が確定した。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。